

## 知床しゃりブランド運営委員会設置要領

### (設置)

第1条 斜里町の農林水産物並びにその加工品・調理品等の中で特に優れた商品を、知床ブランド品として、情報発信することにより、知床及び斜里町の知名度向上を図ると共に、ブランド品のPR や販売促進を図るため「知床しゃりブランド運営委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 知床しゃりブランド認証制度の企画、運営に関すること。
- (2) 知床しゃりブランド認証制度の運営費及び経理に関すること。
- (3) 知床しゃりブランド認証品のPR及び販売促進に関すること。
- (4) 知床しゃりブランド認証品の公表、取消の公表に関すること。
- (5) その他制度運営上必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は次に掲げる構成団体の代表者による委員6名以内で組織する。

- (1) 斜里町
- (2) 斜里町農業協同組合
- (3) 斜里第一漁業協同組合
- (4) ウトロ漁業協同組合
- (5) 知床斜里町観光協会
- (6) 斜里町商工会

### (役員)

第4条 委員会に委員長1人、監事2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

### (幹事)

第5条 委員会の運営を円滑にするため、構成団体の事務担当者による幹事を置く。

### (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、1年間に1回以上開催するものとする。
- 5 委員会に、幹事会を設置する。
- 6 幹事会は、総会議案、事業の細目、事業の調整等の事項について審議する。

(部会の設置)

第7条 委員会は事業者の意見を聞くために、必要に応じて生産者部会を設置することができる。

(任期)

第8条 委員及び幹事の任期は2年とする。ただし、前任者の退任により新たに委員及び幹事になった者は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第9条 委員会の経費は、町からの助成金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第10条 委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(秘密を守る義務)

第11条 委員及び幹事は、委員会で職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、産業部商工観光課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要領は平成20年10月21日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月20日から施行する。

2 この要領は平成24年4月16日より一部改正施行。

3 この要領は平成26年4月11日より一部改正施行。